入試年度	2027 年度	入試時期	Ⅰ期入学試験	実施日	2026 年 9 月 25 日
課程	博士前期課程	研究科	国際日本学研究科	専攻・コース	国際日本学専攻 多文化共生・異文化間教育研究領域
入試方式	一般・外国人留学生		試験科目	専門科目	

「出題の意図」および「解答」または「解答例」

【出題の意図】

論述問題は、多文化共生・異文化間教育に関する理論的理解と、それを実践的文脈において応用する力を評価することを目的とした。（1）と（2）のいずれの設問においても、受験者が自身の経験や問題意識を踏まえながら、多角的かつ批判的に論述することが求められる。

解説問題は、多文化共生・異文化間教育学に関する基礎概念についての理解の深さと、それらを適切に説明する力を評価することを目的とする。各設問では、単なる定義の再生ではなく、概念の背景にある理論的枠組みや意義を踏まえたうえで、具体例や文脈と関連づけながら説明することが求められる。

【解答例】

Ⅰ．論述問題

問題①

異文化間教育では、学習者の文化的背景を理解することが重視される。しかし、教育現場で生じる問題を文化的差異のみに還元すると、学習者の多様な経験や社会構造に起因する不平等を見落とす危険性がある。ここでは、外国につながりのある女子生徒が授業や学校行事への参加に消極的である事例を取り上げる。

例えば、教師はその生徒の行動を、出身地域におけるジェンダー規範や、教師への敬意、集団内での振る舞いに関する文化的価値観から理解しようとするかもしれない。文化的差異に着目することは、学校で当然とされる行動規範が必ずしも普遍的ではないと気づくうえで有効である。しかし、「その文化では女子は控えめである」といった説明は、文化を固定的・均質的に捉える文化本質主義に陥り、生徒個人の経験や主体性を見失う危険性がある。

実際には、生徒の参加を左右する要因は複雑である。例えば、第二言語としての日本語の習熟度、家庭の経済状況、移住に伴う教育歴の中断、性別による役割期待、宗教的実践、障がいの有無、友人関係などが考えられる。さらに、在留資格に伴う生活の不安定さや、学校における差別的な経験も学習機会に影響する可能性がある。

重要なのは、これらを独立した要因として列挙するのではなく、相互の関係性から捉えることである。例えば、経済的に困難な家庭の女子生徒が、家事やきょうだいの世話を担うことで学習時間を確保できず、日本語習得や授業参加に困難を抱える場合がある。また、学校が日本語による積極的な発言を評価する一方、多様な表現方法を認めなければ、言語的に不利な立場にある生徒の能力が過小評価される。このように、ジェンダー、社会階層、言語、エスニシティなどが交差して生じる不平等を捉える視点は、交差性と呼ばれる。

教育実践においては、まず教師が生徒本人との対話を通じて、参加を妨げる具体的な要因を把握する必要がある。その際、文化的背景や性別から本人の希望を推測せず、主体的な意思決定を尊重することが重要である。さらに、多言語による情報提供、柔軟な参加方法、経済的支援、相談体制の整備など、個別の状況に応じた支援を行うことが求められる。また、学校の評価基準や暗黙の規範が特定の学習者に不利益をもたらしていないかを検証し、教育環境そのものを改善することも必要である。

以上のように、異文化間教育には、文化的差異を理解するだけでなく、複数の社会的要因が交差するなかで生じる不平等や権力関係を批判的に検討する視点が求められる。学習者を文化の代表としてではなく、多様な背景と主体性を持つ個人として捉え、教育環境の変革につなげることが重要である。

問題②

文化的に多様なメンバーからなるグループでは、異なる価値観や考え方との出会いが新たな気づきや学びを生む一方、意見の対立が人間関係の悪化や学習意欲の低下につながることもある。この違いを生み出す要因として、以下の三点が重要である。第一に、心理的安全性の有無である。自分の意見が否定されたり、間違いを批判されたりする不安が強い環境では、メンバーは発言を控え、表面的な合意を優先しやすい。一方、異なる意見も尊重される環境では、安心して疑問や反対意見を表明でき、対話を通じた学びが生まれやすい。第二に、文化的背景やコミュニケーションスタイルの違いである。例えば、率直に反対意見を述べることを重視する人と、相手との調和を優先する人では、同じ発言に対する受け止め方が異なる場合がある。また、言語能力や社会的立場による力関係の差が、発言機会の不平等につながることもある。第三に、葛藤の捉え方である。意見の違いを個人への攻撃として受け取ると感情的な対立に発展しやすい。しかし、課題に対する考え方の違いとして捉え、互いの理由や前提を検討できれば、批判的思考や多角的な理解を促進できる。私がファシリテーターであれば、まず共通の学習目標を確認し、「人ではなく意見について話す」「異なる考えの理由を尋ねる」といった対話のルールを参加者とともに作る。次に、各自の意見を付箋に書いてから順番に共有するなど、発言が特定の人に偏らない方法を用いる。また、使用言語に不慣れなメンバーには、考える時間を確保し、言い換えや理解の確認を促す。実際に葛藤が生じた場合には、すぐに合意を求めず、まず「何が起きたか」と「それをどう解釈・評価したか」を区別して話してもらう。例えば、ある人の沈黙を「協力的でない」と受け取った場合、「発言しなかったという事実から、なぜそう判断したのか」「ほかにどんな理由が考えられるか」と問いかけ、本人の考えも確認する。さらに、対立する意見の背景にある経験や価値観を互いに尋ね、共通点と相違点を整理する。その際、少数派の意見が軽視されないよう注意する。最後に、葛藤の中で何を感じ、どのような思い込みに気づいたかを振り返る機会を設ける。このように、葛藤を単に解消するのではなく、自分の当たり前を問い直し、異なる視点から学ぶ機会へとつなげたい。

Ⅱ．用語解説問題

① 内なる国際化

内なる国際化とは、国境を越えた人の移動や海外との交流だけでなく、自国の社会や地域、教育機関の内部に存在する文化的・言語的多様性を認識し、それに対応する制度や意識、実践を形成していく過程を指す。海外留学などの「外に向かう国際化」に対し、国内における多文化共生や社会の変容に着目する概念である。大学教育においては、留学生と日本人学生の交流にとどまらず、異なる文化的背景を持つ学生が共に学び、相互理解を深める教育環境の整備などが挙げられる。また、地域社会においては、外国につながりのある住民や子どもなど、多様な背景を持つ人々が共に暮らす現実を踏まえ、教育、行政、医療、防災などの領域で多言語対応や社会参加の機会を保障することが重要となる。内なる国際化は、外国人住民に一方的な適応を求めるのではなく、既存の社会制度や住民の意識も変容させながら、多様な人々が対等に参加できる社会を構築することを目指すものである。

② エティック（Etic)・エミック（Emic）アプローチ

エティック（Etic）とエミック（Emic）は、文化や社会における人々の行動や価値観を理解するための異なる分析視点であり、文化人類学や異文化間研究などで用いられる。エティック・アプローチは、研究者が外部の分析概念や比較可能な基準を用いて、複数の文化や社会に共通する特徴や相違点を捉えようとする方法である。例えば、複数の国の学校教育を共通の指標に基づいて比較し、授業参加や教師と児童の関係性を分析することが挙げられる。一方、エミック・アプローチは、対象となる文化や社会の内部にある価値観や意味づけに着目し、当事者自身の視点から行動や現象を理解しようとする方法である。例えば、授業中の沈黙が児童本人や周囲の人々にとってどのような意味を持つのかを、聞き取りや観察によって明らかにすることが挙げられる。両者は対立するものではなく、外部からの比較分析と内部からの意味理解を組み合わせること

で、文化を一面的に捉えることを避け、より多角的な理解につながる。

③ 社会構成主義

社会構成主義とは、私たちが「現実」や「当たり前」だと考えている知識や意味は、客観的に存在するものをそのまま認識した結果ではなく、人々の言語や社会的相互作用を通じて構成されると考える立場である。代表的な論者にはバーガーとルックマン、ガーゲンなどが挙げられる。この立場では、私たちのものの見方や価値観は、社会的・文化的・歴史的な文脈の影響を受けて形成され、人々の対話や関係性の中で共有され、変化していくと捉える。例えば、授業中に積極的に発言することを「主体的な学習態度」と評価する場合もあれば、他者の話をよく聞き、慎重に発言することを重視する場合もある。このような評価の基準も、社会的に形成されたものである。異文化間教育では、自分の価値観を唯一の正解とみなさず、その背景にある前提を問い直すことが重要となる。また、異なる背景を持つ人々が対話を通じて互いの意味づけを理解し、新たな理解や意味を協働で構成する可能性を示している。

④ 日本語・生活学習プログラム

日本語・生活学習プログラムとは、在留外国人が日本語や日本の法制度、生活上のルールなどを体系的に学ぶため、日本政府が創設を検討しているプログラムである。外国人住民の日本社会への適応を促し、共生社会の実現につなげることを目的としている。政府は 2026 年 8 月に有識者ワーキンググループを設置し、具体的な制度設計を進めている。帯同家族を含む在留外国人を対象とし、入国前からのオンライン学習や国による受講履歴の一元管理が構想されている。2028 年度からの試行実施を目指し、受講状況や理解度を在留審査に反映させることも検討されている。特に、永住許可申請などに際してプログラムの受講を許可要件とするかが重要な論点となっている。今後は、初期適応と定住の各段階に応じた学習内容や、費用負担、国・自治体・企業の役割分担、既存の日本語教育との連携などが課題となる。外国人住民への適応要請と支援の充実をどう両立させるかが問われている。

合否判定の方法及び基準

入学試験は国際日本学研究科のアドミッションポリシーに基づき、これを満たす学生を募集することを目的に実施しています。

合否判定については、本研究科のアドミッションポリシーを満たすことを、総合的な視点により合否を判断しております。